

令和 8 年 6 月 1 日時点

【各種加算】

地域区分（名古屋市）1 単位当たり＝11.05 円

サービス名	内 容	区分	単位数 (単位)	自己負担額 1 割 (円)	自己負担額 2 割 (円)	自己負担額 3 割 (円)	該当 非該当
初回加算	新規または、入院などにより 2 か月以上利用がなかったご利用者に対して、初回利用した同月内に、サービス提供責任者が訪問した場合に算定できる加算です。	1 月につき	2 0 0	2 2 1	4 4 2	6 6 3	該當時のみ
緊急時訪問 介護加算	計画にない緊急のサービスを提供した場合に算定できる加算です。	1 回につき	1 0 0	1 1 1	2 2 1	3 3 2	該當時のみ
早 朝 ・ 夜 間 ・ 深夜加 算	早朝（6 時～8 時）	1 回につき	ご利用した所定単位数に 2 5 %が加算されます。				該當時のみ
	夜間（1 8 時～2 2 時）		ご利用した所定単位数に 5 0 %が加算されます。				
	深夜（2 2 時～6 時）						
介護職員処 遇改善加算 Ⅰロ	職員の賃金の改善に関する計画を立て、職場環境の改善などに取り組んでいる事業所が算定できる加算です。	1 月につき	ご利用したサービス総単位数に 28.7%が加算されます。				該当
特定事業所 加算（Ⅰ）	専門性の高い人員を配置し、介護度が高い利用者等にも積極的に介護サービスを提供している事業所を評価する目的の加算です。	1 月につき	ご利用したサービス総単位数に 2 0 %が加算されます。				該当

※1 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のサービス等利用計画書に定められた目安の時間を基準とします。

やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

※2 介護報酬の改正や事業所の体制により変更場合があります。

その際には都度連絡させていただきます。